

水戸市電気自動車用充電設備更新等業務（水戸市総合運動公園）仕様書

1 業務の名称

水戸市電気自動車用充電設備更新等業務（水戸市総合運動公園）（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

水戸市（以下「本市」という。）では、電気自動車（以下「EV」という。）の導入促進を目的として、平成26年度に水戸市総合運動公園に電気自動車用充電設備を設置したが、設置から10年以上が経過しており、更新が必要になっている。

本市は、令和2年7月に、2050年までにカーボンニュートラルを目指す、「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しており、EVの導入促進につながる充電環境の充実のため、水戸市総合運動公園の充電設備を更新する。

3 業務の概要

本業務は、EVが利用可能な充電設備（配線等の附帯設備を含む。）（以下「EV充電設備等」という。）の更新について、本市が所有又は管理する施設の駐車場を活用して行うものとし、その整備にあたっては事業者の自己資本により行うものとする。また、既設のEV充電設備等の撤去及び処分、新規のEV充電設備等の設計、設置工事、維持管理、充電設備の利用システム等の整備・運用及び事業終了後の撤去費用等に係る一切の費用は、事業者の負担とする。

- (1) 事業者は、再利用しないその他全ての撤去した設備については産業廃棄物として適法処理するものとし、その処理を証明する書類等（マニフェスト等）を本市に提出するものとする。
- (2) 本市は、EV充電設備等の設置に必要な市有財産（地方自治法第238条第1項に規定する公有財産で本市の所有に属するものをいう）は、原則として、地方自治法第238条の4第2項第1号に基づき貸付けるものとする。
- (3) 設置場所は、既設のEV充電設備等を撤去した跡地を利用するものとする。
- (4) 新規で設置する電気自動車用充電設備は、一基（1口）とする。
- (5) 原則として、電源設備等（引込開閉器盤、開閉器盤、配管、配線等）は既設の設備を再利用する。ただし、新規で設置する電気自動車充電設備に応じ、本施設内において電源設備等の取替えを行うことは妨げない。その場合、本市及び施設管理者と協議の上、施設の運用に支障のないよう実施する。また、原状回復（芝植込、地先ブロック及びアスファルト舗装等）を行うものとし、その費用は事業者が負担する。
- (6) 電力会社による配電設備等の工事が必要となる場合についても、その費用は事業者が負担する。
- (7) 本業務の実施に伴い、国の補助事業を活用する場合は、事業者により申請等を行い、補助事業の条件に適応した内容で提案するものとする。
- (8) 事業者は、利用者から適切な利用料金を設定し、利用者から利用料を徴収するものとする。なお、利用料金の徴収にあたっては、利便性の高い利用システムを構築することとする。
- (9) 事業者は、利用料金の変更がある場合は、事前に市に協議するものとする。

(10) 事業者は、EV充電設備等の利用により生じた電気料金（電力会社が請求する基本料金を含む。）を負担するものとする。

(11) EV充電設備等は、日本国内に本社を有する企業が製造する製品を使用するものとする。

4 既設の設備の詳細

設置時期	平成 27 年 1 月
製造者	株式会社 東光高丘
製造番号	1 4 H 0 2 3 4 9
型式	H F R 1 - 3 0 B 4 S - A 1
定格電圧（交流入力）	A C 200 V
入力電力（交流入力）	34k V A 以下
定格出力容量（直流電力）	30 k W
更新（撤去の上、新規設置）設備	<ul style="list-style-type: none">・電気自動車用急速充電器：1 基・EV表示シート・区画線・消火器・消火器収納箱：各 1 基
※ 上記の更新設備はあくまで想定であり、選定後、事業者は現場確認を行い、本市及び施設管理者と協議の上、更新設備を決定する。	<p>（電源設備等の取替えが必要となる場合）</p> <ul style="list-style-type: none">・充電器基礎：1 台・引込開閉器盤（電柱取付）：1 基・開閉器盤（基礎を含む。）：1 基・配線及び配管・ハンドホール：2 基

5 EV充電設備等を設置する施設

水戸市総合運動公園（水戸市見川町 2256）

施設の利用者数（令和 6 年度実績） 167,308 人（観客を含めた総利用者数 261,728 人）

6 事業の実施期間

(1) 新規設備の設置可能期間

契約日から起算して 2 年とする。

(2) 利用開始時期

EV充電設備等の利用を開始する時期は、本市と事業者との協議により決定するものとする。

(3) 業務期間

業務期間は、EV充電設備等の利用を開始した日から起算して 8 年以上 10 年以内とし、業務期間中は事業者の責任において、EV充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。

なお、業務期間満了後の本業務の継続については、双方の協議によるものとする。

7 業務の実施に伴う条件等

- (1) 既設のEV充電設備等の撤去及び処分、新規のEV充電設備等の設計・整備、運用管理、保守メンテナンス等、事故・破損・故障への対応等、EV充電設備等の運用に係る一切を事業者の責任により行う。また、第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、本市は一切の責任を負わない。
- (2) EV充電設備等が業務期間中に故障し、修繕ができない場合には、事業者が無償で交換するものとする。
- (3) EV充電設備等の整備等に係る各種の手続きに要する費用は、事業者の負担とする。
- (4) EV充電設備等の整備にあたっては、事業者は、事前にEV充電設備等の仕様、施工方法等を記した施工計画書を本市に提出し、本市の承諾を得るものとする。
- (5) 本業務は、施設の運用に支障のないよう実施すること。運用を維持したまま行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要な場合は、事前に本市と協議を行うものとする。
- (6) 本業務を実施するにあたり、事業者が本市との間に取り交わす契約に定める義務を履行しない場合には、契約を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復するものとする。
- (7) 事業の終了後、EV充電設備等の撤去については、原状回復（設備を撤去し、駐車場としての使用に支障のない状態を指す。）を事業者の負担で行うものとする。
- (8) 事業者は、EV充電設備等の利用開始前後に事故や障害等が発生した場合は、ただちに本市に連絡した上で対応し、その結果を本市に報告しなければならない。また、本市や利用者から事故等の連絡を受けた場合についても同様である。
- (9) 事業者は、以下のことが生じた場合は、その損害を賠償する義務を負う。
 - ア 施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合
 - イ EV充電設備等の整備及び管理に関する本市との合意事項（契約書等において定める事項）に適合しないことにより施設等に損害を与えた場合
 - ウ その他事業者の責めに帰すべき事由により本市が損害を被った場合
- (10) 事業者は、本業務を継続できなくなった場合は、本市が適切と認めた新たな事業者に権利及び義務を継承させることができる。
- (11) 事業者は、関係法令等を遵守するものとする。
- (12) 利用者の個人情報等は法令に基づき適正に管理するなど、適切な情報セキュリティ対策をとるものとする。
- (13) EV充電設備等の整備にあたっては、別に本市と契約を締結するものとする。なお、当該契約は、地方自治法第234条の3、地方自治法施行令第167条の17及び水戸市長期継続契約に関する条例第2条第5号に基づく長期継続契約とする。